## 産学連携・知的財産本部から

## ■ CRISPR-Cas9特許に関する話題

## 中村 邦彦 知的財産アドバイザー

2020年のノーベル化学賞は、CRISPR-Cas9 と呼ばれる画期的なゲノム編集手法を開発した カリフォルニア大学バークレー校のJennifer Doudna教授とマックス・プランク感染生物学研 究所のEmmanuelle Charpentier所長の2名に与え られました。このゲノム編集手法は、医療、製 薬、農業、バイオ等の分野で産業的に極めて有用 です。

さて、特許の話になりますが、最先の出願と言 えるのは、Doudnaらにより2012年5月25日に米 国で仮出願された特許で、6月にゲノム編集「ク リスパー」の科学論文が発表されています。この 最先の仮出願は、他3件の仮出願と合わせて優先 権主張によりPCT/US2013/032589として国際 出願され、その後日本も含み各国に移行されてい ます。

日本国に移行された特願2015-514015は、 2018年に特許第6343605号(単一分子DNA標的 化RNA限定)として登録されています。この特許 は、審査では、ヒト細胞のDNAを遺伝子工学的 な手法で改変することは、公序良俗に反するとい う理由で一旦拒絶理由通知を受け、「ヒト細胞で はない」細胞で行われるという補正をして、特許 になっています。また、その後に出願された他の 特許を拒絶する引例として127回引用されていま す。しかし、米国では、US2016/0130608とし て公開段階で未だ登録に至っていないようです。

また、真核細胞についてCRISPR-Cas9を利用 するDoudnaらの基本特許は、2020年4月17日に 特許第6692856号として日本で登録されていま す。

Doudna特許に対し、米ケンブリッジにあるブ ロード研究所に所属するFeng Zhangらは、2012年 7月25日に仮出願した特許他3件の仮出願特許を 纏めたUS2015/0291966を皮切りに、続々と特許 出願しています。これ等の出願について、Fast Track制度を利用して早期審査を行った為、 Zhang特許は、Doudna特許より早く、2014年4

月15日にUS8.697.359として特許になり、その 後も2014年内に合計8件が、2015年以降も続々 と登録され、真核細胞を対象としたCRISPR -Cas9の利用について重厚な特許網が構築されて います。

日本では、Zhang特許は、特許6552965と特許 6545621の2件が登録されています。日本で は、医療行為に関する発明は、医師が特許権侵害 の責任を追及されることを避けるために、産業上 利用できないという理由で特許が認められません が、上記2件のZhang特許については、一部の請 求項が、人間を手術、治療又は診断する方法に該 当するという拒絶理由通知がなされ、その請求項 について、発明の対象を、組成物の「使用」から 「組成物」に変更し、或いはヒト細胞を除外する などの補正を行ったうえで特許となっています。

以上のように、日本では、Doudna側有利、米 国ではZhang側有利な展開のようですが、米国で は、先に出願されたDoudna特許、先に公開され たDoudnaらの論文により、既に登録されている Zhang特許は拒絶されるべきという無効審判の争 いが提起され、その他、米国特許制度特有の仮出 願、継続出願、一部継続出願、先発明主義に基づ くインターフェアランスの争い(米国では2013 年迄は、先に特許出願したものではなく、先に発 明した者に特許が認められる先発明主義であり、 両陣営の最先の出願はこの適用を受ける)も含 め、複雑な様相を呈しているようです。これ等の 特許は、300ページを超えるものもあり、多くの 国に出願され、それぞれの国の特許庁や裁判所で 争われることになるのでしょう。